

## 昭和四十七年政令第三百十八号

労働安全衛生法施行令  
内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

### （定義）

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
 一 アセチレン溶接装置 アセチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

二 ガス集合溶接装置 ガス集合装置（十以上）の可燃性ガス（別表第一第五号に掲げる可燃性のガスをいう。以下同じ。）の容器を導管により連結した装置又は九以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、当該容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては四百リットル以上、その他他の可燃性ガスの容器にあつては千リットル以上のものをいう。）、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

三 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用的する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が○・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの

ロ ゲージ圧力○・三メガパスカル以下で使用的する蒸気ボイラーで、内容積が○・〇一メカ方メートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの又は胴の内径が二十五ミリメートル以下で、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気ボイラード、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下のもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以下のもの又はゲージ圧力○・一メガパスカル以下の温水ボイラード、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

二 ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用的する蒸気ボイラード、内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）

水ボイラード、伝熱面積が四平方メートル以下（木質バイオマス温水ボイラード、動植物由来するものを燃料とする温水ボイラードをいう。ホにおいて同じ。）にあつては、十六平方メートル以下）のもの、かつ、摄氏百度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラード、伝熱面積が三十二平方メートル以下のもの

ハ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貴流ボイラード（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）、十六平方メートル以下）のもの、かつ、摄氏百度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラード、伝熱面積が三十二平方メートル以下）のもの

本ハ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貴流ボイラード（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）、十六平方メートル以下）のもの、かつ、摄氏百度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラード、伝熱面積が三十二平方メートル以下）のもの

ヘ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貴流ボイラード（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）、十六平方メートル以下）のもの、かつ、摄氏百度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラード、伝熱面積が三十二平方メートル以下）のもの

ト 内容積が○・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラード（管寄せ及び気水分離器のいり下で、かつ、その内容積が○・〇二立方メートル以下のものに限る。）

ト 内容積が○・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラード（管寄せ及び気水分離器のいり下で、かつ、その内容積が○・〇二立方メートル以下のものに限る。）

ト 内容積が○・〇二以下のもの

ト 小型ボイラー ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。

イ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用的する蒸気ボイラーで、伝熱面積が一平方メートル以下のもの又は胴の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの又はゲージ圧力○・二立方メートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの

ロ 伝熱面積が三・五平方メートル以下の蒸気ボイラード、大気に開放した内径が二十ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの又は胴の内径が五百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下のもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下の温水ボイラード、伝熱面積が八平方メートル以下のもの又はゲージ圧力○・一メガパスカル以下の温水ボイラード、伝熱面積が二平方メートル以下の温水ボイラード、原動機を内蔵し、かつ、その長さが千ミリメートル以上の容器をいう。

イ 内容積が○・〇四立方メートル以上の容器

五 第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用する容器（ガス安全衛生法（昭和八年法律第十一号）の規定により移動させることのできるものに限る。）の内径が一百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下で、かつ、その内容積が○・〇四立方メートル以下で、かつ、その内容積が○・〇七立方メートル以下のものに限る。））をいう。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの又は胴の内径が一百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下で、かつ、その内容積が○・〇四立方メートル以下で、かつ、その内容積が○・〇七立方メートル以下のものに限る。）をいう。

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他による反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの又はハに掲げる容器を除く。）をいう。

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの又はハに掲げる容器を除く。）をいう。

二 イ から今までに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの又はハに掲げる容器を除く。）をいう。

二 小型圧力容器 第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。

イ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用的する蒸気ボイラーで、伝熱面積が一平方メートル以下のもの又は胴の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの又はゲージ圧力○・二立方メートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下のもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下の温水ボイラード、伝熱面積が八平方メートル以下のもの又はゲージ圧力○・一メガパスカル以下の温水ボイラード、伝熱面積が二平方メートル以下の温水ボイラード、原動機を内蔵し、かつ、その長さが千ミリメートル以上の容器をいう。

二 ゲージ圧力○・二メガパスカル以下の温水ボイラード、伝熱面積が二平方メートル以下の温水ボイラード、原動機を内蔵し、かつ、その長さが千ミリメートル以上の容器をいう。

六 第二種圧力容器 ゲージ圧力○・二メガパスカル以上の気体をその内部に保有する容器（第一種圧力容器を除く。）のうち、次に掲げる容器をいう。

イ 内容積が○・〇四立方メートル以上の容器

七 第二種圧力容器 ゲージ圧力○・二メガパスカル以上の気体をその内部に保有する容器（第一種圧力容器を除く。）のうち、次に掲げる容器をいう。

二 製造業（物の加工業を含む。）電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人

三 その他の業種 千人

（安全管理者を選任すべき事業場）

第三条 法第十一条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第一号又は第二号に掲げる業種の事業場で、常時五十人以上の労働者を使用するものとする。

第四条 法第十二条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

(産業医を選任すべき事業場)  
第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

(作業主任者を選任すべき作業)  
第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一 高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシヤフトの内部において行う作業に限る。)

二 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業

三 次のいずれかに該当する機械集材装置(集成材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原本又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう)。若しくは運材索道(架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原本又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう)の組立、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業

イ 原動機の定格出力が七・五キロワットを超えるもの支間の斜距離の合計が三百五十メートル以上のもの

四 ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの作業

五 別表第二号又は第三号に掲げる放射線業務に係る作業(医療用又は波高値による定期管電圧が千キロボルト以上のエックス線を発生させる装置(同表第二号の装置を除く。以下「エックス線装置」という。)を使用するものを除く。)

六 木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帶用のものを除く。)を五台以上(当該機械のうちに自動送材車式帶のこ盤が含まれている場合には三台以上)有する事業場において行う当該機械による作業

七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行う当該機械による作業

八 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業  
イ 乾燥設備(熱源を用いて火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ。)のうち、危険物等(別表第一に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。)に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの

ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するものの(その最大消費量が、固体燃料については毎時十キログラム以上、液体燃料については毎時十リットル以上、気体燃料については毎時一立方メートル以上であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するものの(定格消費電力が十キロワット以上のものに限る。)

ハ 挖削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業

イ ハの二 コンクリート破碎器を用いて行う破碎の作業

九 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業

十 土止め支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かみ等のコンクリートの打設に用いる型枠等)の組立て又は解体の作業

十一 地下に規定する岩石の採取のためのものを除く。)をいう。以下同じ。)の掘削の作業

十二 地下に規定する岩石の採取のためのものを除く。)の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業(第十一号に掲げる作業を除く。)

十三 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数五百トン未満の船舶(船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が五百トン未満から五百トン以上となつたもの(五百十トン未満のものに限る。)のうち厚生労働省令で定めるものを含む。)において揚貨装置を用いないで行うものを除く。)

十四 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。)の組立て又は解体の作業

十五 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

十六 橋梁の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが五メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が三十メートル以上である部分に限る。)の架設、解体又は変更の作業

十七 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが五メートル以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号の3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から13の3に係るものを除く。)

十九 別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業

二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業

二十一 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十二 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。第二十一条第十号及び第二十二条第一項第六号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。)を取り扱う作業

二十四 别表第七に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十五 别表第八に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十六 橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のもの(その高さが五メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が三メートル以上である部分に限る。)の解体又は破壊の作業

二十七 第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

十二 高さが二メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるもの)を除く。)

十三 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数五百トン未満の船舶(船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が五百トン未満から五百トン以上となつたもの(五百十トン未満のものに限る。)のうち厚生労働省令で定めるものを含む。)において揚貨装置を用いないで行うものを除く。)

十四 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。)の組立て又は解体の作業

十五 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

十六 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

十七 別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業

十八 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業

十九 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十 別表第七に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十一 別表第八に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十二 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。第二十一条第十号及び第二十二条第一項第六号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。)を取り扱う作業

二十四 别表第七に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十五 别表第八に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十六 橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のもの(その高さが五メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が三メートル以上である部分に限る。)の解体又は破壊の作業

二十七 第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

イ 第一条第五号イに掲げる容器で、内容積が五立方メートル以下のもの

ロ 第一条第五号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が一立方メートル以下のもの

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号の3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から13の3に係るものを除く。)

十九 別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業

二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業

二十一 别表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十二 别表第七に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。)を取り扱う作業

二十四 别表第八に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十五 别表第九に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十六 橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のもの(その高さが五メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が三メートル以上である部分に限る。)の解体又は破壊の作業

二十七 第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

下「石綿分析用試料等」という。)を製造する作業  
(統括安全衛生責任者を選任すべき業種等)  
**第七条** 法第十五条第一項の政令で定める業種は、造船業とする。

**2** 法第十五条第一項ただし書及び第三項の政令で定める労働者の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。  
一 ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事(作業場所が狭いこと等により安全な作業の遂行が損なわれるおそれのある場所として厚生労働省令で定める場所において行われるものに限る)又は圧巻工法による作業を行う仕事 常時三十人  
二 前号に掲げる仕事以外の仕事 常時五十人

(安全委員会を設けるべき事業場)

**第八条** 法第十七条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。  
一 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業 五十人  
二 第二条第一号及び第二号に掲げる業種(前号に掲げる業種を除く。)百人

(衛生委員会を設けるべき事業場)

**第九条** 法第十八条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。  
(法第二十五条の二第一項の政令で定める仕事)

**第九条の二** 法第二十五条の二第一項の政令で定める仕事は、次のとおりとする。  
一 ずい道等の建設の仕事で、出入口からの距離が千メートル以上の場所において作業を行うこととなるもの及び深さが五十メートル以上となるたて坑(通路として用いられるものに限る。)の掘削を伴うもの

二 圧巻工法による作業を行う仕事で、ゲージ圧力○・一メガパスカル以上で行うこととなるもの

(法第三十一条の二の政令で定める設備)

**第九条の三** 法第三十二条の二の政令で定める設備は、次のとおりとする。  
一 化学設備(別表第一に掲げる危険物(火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。)を

く。)を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を

溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。第十五条第一項第五号において同じ。)及びその附属設備(移動式以外のものに限る。)

(法第三十三条第一項の政令で定める機械等)

**第十条** 法第三十三条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等とする。

一 つり上げ荷重(クレーン(移動式クレーンを除く。以下同じ。)、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。)が〇・五トン以上の移動式クレーンを除く。以下同じ。)、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。)

二 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することがで

きるもの

三 不整地運搬車

四 作業床の高さ(作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さをいう。以下同じ。)が一メートル以上の高所作業車

(法第三十四条の政令で定める建築物)

第五 積載荷重(エベベーター(簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。)、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。)が一トン以上のエベベーター

一 つり上げ荷重が二トン以上のデリック

二 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することがで

きるもの

三 不整地運搬車

四 作業床の高さ(作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さをいう。以下同じ。)が一メートル以上の高所作業車

(法第三十四条の政令で定める建築物)

五 積載荷重(エベベーター(簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。)、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。)が一トン以上のエベベーター

六 積載荷重(エベベーター(簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。)、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。)が一トン以上のエベベーター

く。)を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。第十五条第一項第五号において同じ。)及びその附属設備(移動式以外のものに限る。)

(法第三十三条第一項の政令で定める機械等)

**第十一条** 法第三十三条第一項の政令で定める機械等は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。

一 つり上げ荷重が二トン以上のデリック

二 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することがで

きるもの

三 不整地運搬車

四 作業床の高さ(作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さをいう。以下同じ。)が一メートル以上の高所作業車

(法第三十四条の政令で定める建築物)

五 積載荷重(エベベーター(簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。)、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。)が一トン以上のエベベーター

一 つり上げ荷重が二トン以上のデリック

二 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することがで

きるもの

三 不整地運搬車

四 作業床の高さ(作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さをいう。以下同じ。)が一メートル以上の高所作業車

(法第三十四条の政令で定める建築物)

五 積載荷重(エベベーター(簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。)、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。)が一トン以上のエベベーター

く。)を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。第十五条第一項第五号において同じ。)及びその附属設備(移動式以外のものに限る。)

(法第三十三条第一項の政令で定める機械等)

**第十二条** 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

一 ポイラー(小型ポイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の適用を受けるもの)を除く。)

二 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。

三 法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。

四 法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。

五 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に

手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置

六 活線作業用器具(その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては六百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。)

七 活線作業用器具(対地電圧が五十ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。)

八 フォークリフト

九 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することがで

きるもの

十 型枠支保工用のパイプサポート、補助サポー

ト及びウイングサポート

十一 別表第八に掲げる鋼管足場用の部材及び附属金具

十二 つり足場用のつりチエーン及びつり

十三 合板足場板(アピトン又はカポールをフ

リット(積載荷重が〇・二五トン未満のもの

を除く。同号において同じ。)

十四 つり上げ荷重が〇・五トン以上三トン未

満(スタッカーパイプクレーンにあつては、〇・

五トン以上一トン未満)のクレーン

十五 つり上げ荷重が〇・五トン以上三トン未

満の移動式クレーン

十六 つり上げ荷重が〇・五トン以上二トン未

満のデリック

十七 積載荷重が〇・二五トン以上一トン未満のエベベーター

十八 ガイドレール(昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第三項第十八号において同じ。)の高さが十八メートル以上の建設用リフト(積載荷重が〇・二五トン未満のもの

を除く。同号において同じ。)

十九 積載荷重が〇・二五トン以上の簡易リ

フト

二十 再圧室

二十一 潜水器

二十二 波高値による定格管電圧が十キロボルト以上のエックス線装置(エックス線又はエ

ックス線装置の研究又は教育のため、使用的

都度組み立てるもの及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二

条第四項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。)

二十三 ガンマ線照射装置（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第四項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。）

二十四 紡績機械及び製錠機械で、ビーナー、シリンドー等の回転体を有するもの（蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、第一条第三号イからトまでに掲げるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）

二十五 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、第一条第三号イからトまでに掲げるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）

二十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が○・○一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・○○一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二十七 大気圧を超える圧力を有する気体をそなえに保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第一号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が○・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

二十八 墜落制止用器具（内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が四十立方センチメートル以上のものに限る。）

二十九 チェーンソー（内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が四十立方センチメートル以上のものに限る。）

三十 ショベルローダー（作業床の高さが二メートル以上の高所作業車）

三十一 フォーカローダー（作業車）

三十二 ストロードルキヤリヤー（作業車）

三十三 不整地運搬車（作業車）

三十四 作業床の高さが二メートル以上の高所作業車）

法別表第二に掲げる機械等には、本邦の地域内で使用されないことが明らかな機械等を含まないものとする。

5 次の表の上欄に掲げる機械等には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械等を含まないものとする。

法別表第二（第三船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられる小型ボイラー及び電気事業法の適用を受ける小型ボイラー）

法別表第二第六（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられる防爆構造電気機械器具）

法別表第二第八（ろ過材又は面体を有していない場合に掲げる防じんマスク）

法別表第二第九（ハロゲンガス用又は有機ガス用号に掲げる防毒マスクその他厚生労働省令による規用保護具）

法別表第二第十（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第十一（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第十二（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第十三（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第十四（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第十五（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第十六（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第十七（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第十八（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第十九（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第二十（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第二十一（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第二十二（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第二十三（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第二十四（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第二十五（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第二十六（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第二十七（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第二十八（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

法別表第二第二十九（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具）

三 小型ボイラー（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）

四 小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

（型式検定を受けるべき機械等）

四 十四条の二 法第四十四条の二第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの

二 プレス機械又はシャーの安全装置の制動方式のもの

三 防爆構造電気機械器具（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。）

四 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

五 防じんマスク（ろ過材及び面体を有するものに限る。）

六 防毒マスク（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他の厚生労働省令で定めるものに限る。）

七 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの

八 动力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの

九 交流アーケン溶接機用自動電擊防止装置

十 絶縁用保護具（その電圧が、直流にあつては三百ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）

十一 絶縁用防具（その電圧が、直流にあつては三百ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）

十二 保護帽（物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するためのものに限る。）

十三 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

十四 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他の厚生労働省令で定めるものに限る。）

十五 第十五条の二 法第四十六条の二第一項（法第五号及び第三十四号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。）の政令で定める期間（登録製造時等検査機関等の登録の有効期間）

十六 第十五条の三 法第五十三条第三項の政令で定める費用は、法第五十三条第二項第四号の検査の

（定期に自主検査を行るべき機械等）

第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

一 第十二条第一項各号に掲げる機械等、第十号、第十四号から第十九号まで及び第三十号から第三十四号までに掲げる機械等、第十四号に掲げる機械等並びに前条第十号及び第十一号に掲げる機械等

二 動力により駆動されるプレス機械

三 動力により駆動される遠心機械

四 化学設備（配管を除く。）及びその附属設備

五 乾燥設備及びその附属設備（これららの装置の配管のうち、地下に埋設された部分を除く。）

六 アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置（これららの装置の配管のうち、地下に埋設された部分を除く。）

七 動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、鐵道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の適用を受けるものを除く。）

八 動力車及び動力により駆動される巻上げ装置（第六十五号）、鐵道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の適用を受けるものを除く。）

九 局所排氣装置、ブッシュブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置

十 特定化学設備（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）及びその附属設備

十一 ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるもの

十二 保険料（本邦の地域内で使用される機械等は、次に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。）の政令で定める期間

十三 保険料（本邦の地域内で使用される機械等は、第三十三条第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）及びその附属設備

十四 第十五条の二 法第四十六条の二第一項（法第五号及び第三十四号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。）の政令で定める期間

十五 第十五条の三 法第五十三条第三項の政令で定める費用は、法第五十三条第二項第四号の検査の

ため同号の職員がその検査に係る事務所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、厚生労働省令で定める。

**第十六条** 法第五十五条の政令で定める物は、次定を準用する場合について準用する。

(製造等が禁止される有害物等)

法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 黄りんマツチ

二 ベンジン及びその塩

三 四アミノジフェニル及びその塩

四 石綿(次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。)

イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿

ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿

ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

五 四一二トロジフェニル及びその塩

六 ビス(クロロメチル)エーテル

七 ベーターナフチルアミン及びその塩

八 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釀剤を含む。)の五パーセントを超えるもの

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

法第五十五条ただし書の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 製造、輸入又は使用について、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けること。この場合において、輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百四十四号)第九条第一項の規定による輸入割当てを受けるべき物の輸入については、同項の輸入割当てを受けたことを証する書面を提出しなければならない。

二 厚生労働大臣が定める基準に従つて製造し、又は使用すること。

(製造の許可を受けるべき有害物)

**第十七条** 法第五十六条第一項の政令で定める物は、別表第三第一号に掲げる第一類物質及び石綿分析用試料等とする。

(名称等を表示すべき危険物及び有害物)

**第十八条** 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物(アルミニウム、タンタル、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、ハフニウム、マンガン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

二 国が行う化学品の分類(産業標準化法(昭和二十四年法律第八十号)に基づく日本産業規格Z七二二五二(GHS)に基づく化学品の分類方法)に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物(次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。)のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第三第一号から7までに掲げる物

ロ 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

イ 別表第三第一号から7までに掲げる物

ロ 前号に掲げる物を含有する製剤その他の物(前号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。)

三 前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。)

四 別表第三第一号から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

**第十八条の二** 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物

二 特定危険性有害性区分物質のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第三第一号から7までに掲げる物

ロ 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

(製造の許可を受けるべき有害物)

**第十八条の四** 法第五十七条の四第一項ただし書の政令で定める場合は、同項に規定する新規化学物質(以下この条において「新規化学物質」という。)を製造し、又は輸入しようとする事業者が、厚生労働省令で定めるところにより、同一の事業場における一年間の製造量又は輸入量(当該新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする事業者にあつては、これらを合計した量)が百キログラム以下である旨の厚生労働大臣の確認を受けた場合において、その確認を受けたところに従つて当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときとする。

(法第五十七条の五第一項の政令で定める有害性の調査)

**第十八条の五** 法第五十七条の五第一項の政令で定める有害性の調査は、実験動物を用いて吸入投与、経口投与等の方法により行うがん原性の調査とする。

(職長等の教育を行うべき業種)

**第十九条** 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一 建設業

二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

イ たばこ製造業

ロ 織維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)

ハ 衣服その他の織維製品製造業

ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)

(就業制限に係る業務)

**第二十条** 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務

二 制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務

三 放射性物質

四 附則第九条の二の規定により厚生労働大臣がその名称等を公表した化学物質

(法第五十七条の四第一項ただし書の政令で定める場合)

**第十八条の四** 法第五十七条の四第一項ただし書の政令で定める場合は、同項に規定する新規化学物質(以下この条において「新規化学物質」という。)を製造し、又は輸入しようとする事業者が、厚生労働省令で定めるところにより、同一の事業場における一年間の製造量又は輸入量(当該新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする事業者にあつては、これらを合計した量)が百キログラム以下である旨の厚生労働大臣の確認を受けた場合において、その確認を受けたところに従つて当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときとする。

(法第五十七条の五第一項の政令で定める有害性の調査)

**第十八条の五** 法第五十七条の五第一項の政令で定める有害性の調査は、実験動物を用いて吸入投与、経口投与等の方法により行うがん原性の調査とする。

(職長等の教育を行うべき業種)

**第十九条** 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一 建設業

二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

イ たばこ製造業

ロ 織維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)

ハ 衣服その他の織維製品製造業

ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)

九 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けて、水中において行う業務





一 第二十三条の改正規定及び附則第八条の規定  
二 定 昭和五十年一月十六日

二 第六条第八号の次に一号を加える改正規定、第十三条に五号を加える改正規定中同条第三十六号から第三十八号までに係る部分、第十四条の改正規定中第十三条第二十三号及び第二十四号に係る部分、第十五条、第二十一条第七号、第二十二条、附則第八条及び別表第一から別表第三八までの改正規定並びに次条第二号及び第三号の規定並びに附則第三条第一号、第四条第二号及び第三号並びに第六条の規定 昭和五十年十月一日

三 第十三条に五号を加える改正規定中同条第三十九号及び第四十号に係る部分、第十四条の改正規定中第十三条第三十九号に係る部分並びに附則第三条第二号及び第四条第四号の規定 昭和五十一年一月一日

(作業主任者に関する経過措置)

第二条 事業者は、次に掲げる作業については、昭和五十二年三月三十一日までの間は、これらの作業の作業主任者を選任することを要しない。

一 改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という)第六条第五号の二に掲げる作業

二 新令第六条第八号の二に掲げる作業

三 新令第六条第八号、第十八号又は第二十一号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令第六条第八号、第十八号又は第二十二号に掲げる作業に該当するものを除く。)(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置)

第三条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについて(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置)は、  
一 新令第十三条第三十六号から第三十八号までに掲げる機械等 昭和五十一年十月一日  
二 新令第十三条第三十九号又は第四十号に掲げる機械等 昭和五十一年一月一日  
(検定に関する経過措置)

第四条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについて(法第四十四条第一項の検定を受けることを要しない。  
一 新令第十三条第十号又は第十四号から第六号までに掲げる機械等 昭和五十一年四月一日

二 新令第十三条第二十三号に掲げる機械等  
昭和五十一年六月一日

三 新令第十三条第二十四号に掲げる機械等  
昭和五十一年一月一日

四 新令第十三条第三十九号に掲げる機械等  
昭和五十二年一月一日

(製造の許可に関する経過措置)

第六条 昭和五十年十月一日において現に新令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同号7に掲げる物で同号3若しくは6に係るものを作製している者については、同日から昭和五十年三月三十一日までの間は、法第五十六条の規定は、適用しない。その期間内に同条の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。  
(健康管理手帳の交付に関する経過措置)

第八条 都道府県労働基準局長は、昭和五十年一月十六日前に新令第二十三条第四号から第六号までの業務のいずれかに従事して離職し、かつ、同日において現に当該業務に従事していない者で、法第六十七条规定第一項の労働省令で定める要件に該当するものに対して、労働省令で定めるところにより、同項の当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

附 則 (昭和五〇年八月一日政令第二四四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十年八月一日)から施行する。ただし、附則第八条の規定(労働安全衛生法施行令第二十一条の見出しを改める部分を除く)は、法附則第四条のうち労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十五条の改正規定中同条に四項を加える部分の施行の日から施行する。

附 (施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定及び附則第五条の規定は、昭和五十一年一月十六日から施行する。

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)別表第三第一号7に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号7に掲げる物に係るもの(以下「ベンゾトリクロリド等」という。)に係る新令第六条第十八号の作業主任者に関する経過措置

(製造の許可に関する経過措置)  
**第三条** 昭和五十一年四月一日において現にベンゾトリクロリド等を製造している者について、同日から昭和五十二年三月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(名称等の表示に関する経過措置)  
**第四条** ベンゾトリクロリド等で、昭和五十一年四月一日において現に存するものについては、同年九月三十日までの間は、労働安全衛生法(以下「法」という。)第五十六条の規定は、適用しない。その期間内に同条第一項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(健康管理手帳の交付に関する経過措置)  
**第五条** 都道府県労働基準局長は、昭和五十一年一月十六日前に新令第二十三条第七号から第十九号までの業務のいずれかに従事して離職し、かつ、同日において現に当該業務に従事していない者で、法第六十七条第一項の労働省令で定める要件に該当するものに対して、労働省令で定めるところにより、同項の当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

附 則 (昭和五一年一月七日政令第二〇号) 拝  
1 この政令は、昭和五十一年二月二十一日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月七日政令第一号)  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第十三条に一号を加える改正規定及び附則第三条の規定 昭和五十二年十月一日  
二 第十四条の改正規定及び附則第四条の規定 昭和五十三年一月一日  
(作業主任者に関する経過措置)  
**第二条** 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第一号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という。)第六条第一号に掲げる作業に該当するものを除く。)については、昭和五十四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械に関する経過措置)  
**第三条** 新令第十三条第四十一号に掲げる機械で、昭和五十二年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法(以下「法」という。)第四十二条の規定は、適用しない。  
(型式検定に関する経過措置)  
**第四条** 新令第十三条第二号に掲げる機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもので、昭和五十四年一月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第四十四条の二第一項の型式検定を受けることを要しない。  
(製造等の禁止に関する経過措置)  
**第五条** 昭和五十二年四月一日前に旧令第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、輸入し、又は使用するため同条第二項第一号の規定により都道府県労働基準局長に届出書を提出した者は、当該提出した届出書に係る当該物の製造、輸入又は使用について新令第十六条第二項第一号の都道府県労働局長の許可を受けたものとみなす。  
(就業制限に関する経過措置)  
**第六条** 事業者は、新令第二十条第九号に掲げる業務(旧令第二十条第九号に掲げる業務に該当するものを除く。)について、昭和五十四年三月三十一日までの間は、法第六十一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する資格を有する者以外の者を当該業務に就かせることができない。この場合においては、その者については、同条第二項の規定は、適用しない。  
**附 則 (昭和五十二年一月十五日政令第**  
**三〇七号)** 抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第十五条第一号の改正規定 昭和五十三年四月一日  
二 第十三条に三号を加える改正規定及び附則  
三 第三条の規定 昭和五十四年一月一日  
三一 第十五条に一項を加える改正規定 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)第一条の規定(労働安全衛生法第四十五条に三項を加える改正

規定のうち同条第二項に係る部分に限る。)

(作業主任者に関する経過措置)

**第二条** 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第十五号の二に掲げる作業については、昭和五十四年十二月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置)

**第三条** 新令第十三条第四十二号から第四十四号までに掲げる機械等で、昭和五十四年一月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、改正法による改正後の労働安全衛生法(以下「新法」という。)第四十二条の規定は、適用しない。

(検定に関する経過措置)

**第四条** 新令第十四条に規定する機械等で、改正法による改正前の労働安全衛生法(以下「旧法」という。)第四十四条第一項の規定による検定に合格したものは、新法第四十四条第一項の規定による個別検定に合格したものとみなす。

**第五条** 新令第十四条第二項の規定により付された表示で、新令第十四条に規定する機械等に付されたものは、新法第四十四条第三項の規定により付された表示とみなす。

**第六条** 新令第十四条の二に規定する機械等で、旧法第四十四条第一項の規定による検定に合格したものは、新法第四十四条の二第一項の規定による型式検定に合格した型式の機械等とみなす。

(就業制限に関する経過措置)

**第七条** 事業者は、新令第二十条第十一号の二に掲げる業務及び同条第十一号の二(正前の労働安全衛生法施行令第二十条第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。)については、昭和五十三年十二月三十一日までの間は、新法第六十一条第一項の規定にかかるはず、同項に規定する資格を有する者以外の者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、同条第一項の規定は、適用しない。

(技能講習に関する経過措置)

**第七条** この政令の施行の日前に行われた技能講習及びこの政令の施行の日から一年以内に行われる技能講習(新令第二十条第十一号の二に掲げる業務又は同条第十二号に掲げる業務(改正前の労働安全衛生法施行令第二十条第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。)に係るものに限る。)で、新法第六十一条第一項の技能講習に準ずるものとして都道府県労働基準局長が指定するものは、同項の技能講習とみなす。

(労働省令への委任)

ほか、新法第四十四条の二の規定の施行に関して必要な事項その他改正法第一条の規定(労働安全衛生法第五十七条の次に三条を加える改正規定及び同法第九十三条第三項の改正規定を除く。)の施行に関して必要な経過措置は、労働省令で定める。

**第八条** 附則第一条から前条までに定めるもののほか、新法第四十四条の二の規定の施行(労働安全衛生法第五十七条の次に三条を加える改正規定及び同法第九十三条第三項の改正規定を除く。)の施行に関して必要な経過措置は、労働省令で定める。

**第九条** 附則(昭和五五年一月一四日政令第一号)の政令は、昭和五十三年三月三十一日から施行する。

**第十条** 附則(昭和五三年六月五日政令第三号)

この政令は、昭和五十三年三月三十一日から施行する。

(施行期日)

六号)

附 則 (昭和五三年六月五日政令第三

**第十一条** この政令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

**第十二条** 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第二十二号に掲げる作業については、昭和五十五年八月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(名称等の表示に関する経過措置)

**第十三条** 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、昭和五十四年二月二十八日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

(名称等の表示に関する経過措置)

**第十四条** 事業者は、新令第二十条第十一号の二(正前の労働安全衛生法施行令第二十条第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。)については、昭和五十三年十二月三十一日までの間は、新法第六十一条第一項の規定にかかるはず、同項に規定する資格を有する者以外の者を当該業務に就かせができる。この場合においては、その者については、同条第一項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五四年一月一二日政令第二号)

(施行期日)

この政令は、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の一部の施行の日(昭和五十四年六月三十日)から施行する。ただし、附則第九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五四年三月一三日政令第三号)

この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

**附 則** (昭和五五年一月一四日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和五十五年十二月二日から施行する。

**附 則** (昭和五五年一月一四日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和五十五年十二月二日から施行する。

**附 則** (昭和五六年六月一日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

**附 則** (昭和五六年六月一日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和五六年六月一日から施行する。

**附 則** (昭和五七年一月一日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和五七年一月一日から施行する。

**附 則** (昭和五七年四月二〇日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和五十七年七月一日から施行する。

**附 則** (昭和五七年四月二〇日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和五八年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和五八年三月三十一日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令の施行の日から昭和五八年三月三十一日までの間ににおける第六条第二十一号の規定の適用については、改正後の別表第六第九号の五、第十四号の二から第十四号の四までの間は、昭和五八年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和五八年三月三十一日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令の施行の日から昭和五八年三月三十一日までの間ににおける第六条第二十一号の規定の適用については、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第十八条の規定にかかるはず、同項に規定する労働安全衛生法第五十七条第一項の規定の適用については、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第十八条の規定にかかるはず、同項に規定する労働安全衛生法第五十七条第一項の規定の適用については、改正後の別表第六第九号の五、第十四号の二から第十四号の四までの間は、昭和五八年八月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年一二月二六日政令第二号)

(施行期日)

この政令は、昭和五十九年一月一日から施行する。

**第一条** この政令は、昭和五九年一月一日から施行する。

**附 則** (昭和六〇年一一月一二日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和六〇年一一月一二日から施行する。

**附 則** (昭和六一年一二月二日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和六一年一二月二日から施行する。

**附 則** (昭和六二年三月二〇日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和六二年三月二〇日から施行する。

**附 則** (昭和六三年三月二五日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和六三年三月二五日から施行する。

**附 則** (昭和六三年三月二〇日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和六三年三月二〇日から施行する。

**附 則** (昭和六四年三月一日政令第一号)

(施行期日)

二九七号)

この政令は、昭和六四年三月一日から施行する。

**附 則** (平成二年八月三一日政令第二五)

(施行期日)

この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定は、平成四年十月一日から施行する。

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置)

改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第十三条第二十一号に掲げる機械等（改正前の労働安全衛生法施行令第十三条第二十一号に掲げる機械等に該当するものを除く。）並びに新令第十三条第四十五号及び第四十六号に掲げる機械等で、平成三年十月一日前に本邦において製造され、又は本邦に輸入されたものについて、労働安全衛生法第四十二条の規定は、適用しない。

(就業制限に関する経過措置)

事業者は、新令第二十条第六号、第七号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる業務（改正前の労働安全衛生法施行令第二十条第六号、第七号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）については、平成四年九月三十日までの間は、労働安全衛生法第六十一号の規定にかかるらず、同項に規定する

資格を有する者以外の者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、同条第二項の規定は、適用しない。

**附 則** (平成七年一月二十五日政令第九)

(施行期日)

この政令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生法施行令第六条の改正規定は、平成六年十月一日から施行する。

事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成

九年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(罰則に関する経過措置)

施行日前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成八年三月二七日政令第六〇)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成九年二月一九日政令第二〇)

(施行期日)

この政令は、平成八年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年一二月一一日政令第三九〇号)

(施行期日)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年一二月一一日政令第二二九〇号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一一〇年一二月三日政令第三九〇号)

(施行期日)

この政令は、平成一〇年二月三日から施行する。

**附 則** (平成二年六月七日政令第三〇)

(施行期日)

新令第一条第六号に掲げる容器に該当するもの（旧令第一条第六号に掲げる容器に該当するものを除く。）で、製造時等検査に合格したものと個別検定に合格したものとみなす。

前項の規定により個別検定に合格したものとみなされたボイラーや容器については、労働安全衛生法第四十四条第六項の規定は、適用しない。

**附 則** (平成二年九月二九日政令第四八号)

(施行期日)

この政令は、平成十二年十月一日から施行する。

**附 則** (平成二年九月二九日政令第四八号)

(施行期日)

この政令は、平成二年九月二九日から施行する。









附則（令和五年九月六日政令第二七六号）

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

別表第一  
危険物（第一条、第六条、第九条の三

別表第二 放射線業務（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

二 生を伴う当該装置の検査の業務  
二 サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエツクス線をいう。第五号において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務

三 エツクス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエツクス線の発生を伴うこれらの検査の業務

四 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務

五 前号に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは第二号に規定する装置から発生した電離放射線によつて汚染された物の取扱いの業務

六 原子炉の運転の業務

七 坑内における核原料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第三号に規定する核原料物質をいう。）の掘採の業務

別表第三 特定化学物質（第六条、第十五条、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一 エツクス線装置の使用又はエツクス線の発生を伴う当該装置の検査の業務

1	引火性の物
2	他の引火点が零下三〇度未満の物
3	メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマルーベンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）その他の引火点が零度以上三〇度未満の物
4	灯油、軽油、テレビン油、イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）、酢酸その他の引火点が三〇度以上六五度未満の物
5	可燃性のガス（水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他他の温度一五度、一気圧において氣体である可燃性の物をいう。）
二十二条関係)	別表第二 放射線業務（第六条、第二十一条、第二十二条関係）
一	エツクス線装置の使用又はエツクス線の發生を伴う当該装置の検査の業務
二	サイクロトロン、ベータトロンその他の荷
三	エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が零下三〇度未満の物
4	ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が零下三〇度以上零度未満の物
5	アルミニウム及びその化合物
6	アルファーナフチルアミン及びその塩
7	塩素化ビフェニル（別名P.C.B.）
8	オルトートリジン及びその塩
9	ジアニシジン及びその塩
10	ベリリウム及びその化合物
11	ジクロロベンジン及びその塩
12	アルファーナフチルアミン及びその塩
13	塩素化ビフェニル（別名P.C.B.）
14	オルトートリジン及びその塩
15	ジアニシジン及びその塩
16	ベリリウム及びその化合物
17	ジクロロベンジン及びその塩
18	アルファーナフチルアミン及びその塩
19	塩素化ビフェニル（別名P.C.B.）
20	オルトートリジン及びその塩
21	ジアニシジン及びその塩
二	第二類物質
1	アクリルアミド
2	アクリロニトリル
3	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
4	インジウム化合物
5	エチルベンゼン
6	エチレンオキシド
7	塩化ビニル
8	塩素
9	オーラミン

電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエツクス線をいう。第五号において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務

三  
一 エツクス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエツクス線の発生を伴うこれらの検査  
の義務

四 の業務  
五 原生労働省令で定める放射性物質を装備して  
いる機器の取扱いの業務  
六 前号に規定する放射性物質又は当該放射性  
物質を含む第二号に規定する装置、第三号に  
規定する装置又は第三号に規定する装置の  
取扱いの業務

物質若しくは第二号に規定する装置から発生した電離放射線によつて汚染された物の取扱  
1 1  
7 6  
シアン化カリウム  
シアノ化水素

## 六 いの業務 原子炉の運転の業務

七 埼玉における核原料物質（原子力基本法  
（昭和三十年法律第八十六号）第三条第三  
一八の四 一・二・二ジクロロエタン（別名一  
一・四・四シオキサン

号に規定する核原料物質をいう。) の掘採の業務

**別表第三** 特定化学物質（第六条、第十五条、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十十二条、第一百二十十三条、第一百二十十四条、第一百二十十五条、第一百二十十六条、第一百二十十七条、第一百二十十八条、第一百二十十九条、第一百二十十条、第一百二十十一条、第一百二十十一条、第一百二十十一条、第一百二十十一条、第一百二十十

第二十二條關係)  
一 第一類物質

### 第三類物質 アンモニア

5	4	3	2
二 酸 化 硫 黃	硝 酸	鹽 化 水 素	一 酸 化 炭 素

八	フエノール
七	ホスゲン
六	硫酸
五	その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
四	一から8までに掲げる物を含有する製剤
三	二条関係
二	鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙燒、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務（鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が五〇リットルをこえない作業場における四五〇度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鋳造の業務を除く。次号から第七号まで、第十二号及び第十六号において同じ。）
一	鉛又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鉱（鉛を三パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。）、該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。）の取扱いの業務

八	八 鉛ラインニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鉛打ち（加熱して行なう鉛打ちに限る。）、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
七	九 鉛装置の内部における業務
六	十 鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務（前号に掲げる業務を除く。）
五	十一 転写紙を製造する工程における鉛等の粉末の溶融、鉄込、粉碎、混合若しくはぶるい分け又は粉払いの業務
四	十二 ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、油薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の粉末の溶融、鉄込、粉碎、混合若しくはぶるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
三	十三 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務（臨時に行なう業務を除く。次号から第十六号までにおいて同じ。）
二	十四 鉛化合物を含有する油薬を用いて行なう施釉又は当該施釉を行なつた物の焼成の業務
一	十五 鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なつた物の焼成の業務（筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられていない焼成窯による焼成の業務で、厚生労働省令をした金属のサンドバースの業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。）

八	五 「鉛装置」とは、粉状の鉛等又は焼結鉱等が内部に付着し、又はたい積している炉、煙道、粉砕機、乾燥器、除じん装置その他の装置をいう。
七	六 別表第五 四アルキル鉛等業務（第六条、第二十条関係）
六	一 四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノック剤をいう。以下同じ。）
五	二 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）
四	三 前号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）
三	四 四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。）
二	五 四アルキル鉛等を含有する残さい物（廃液を含む。以下同じ。）を取り扱う業務
一	六 四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務

八	五 「鉛装置」とは、粉状の鉛等又は焼結鉱等が内部に付着し、又はたい積している炉、煙道、粉砕機、乾燥器、除じん装置その他の装置をいう。
七	六 別表第六 酸素欠乏危険場所（第六条、第二十一条関係）
六	一 次の地層に接し、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。）の内部（次号に掲げる場所を除く。）
五	二 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がない、又は少ない部分
四	三 「鉛合金」とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を該合金の重量の一〇パーセント以上含有するものをいう。
三	四 「含鉛塗料」とは、鉛化合物を含有する塗料をいう。
二	五 「鉛ラインニング」とは、鉛を該合金の重量の一〇パーセント以上含有するものをいう。
一	六 地層

別表第六の二 有機溶剤（第六条、第二十一条、第二十二条関係）	は入れたことのあるボイラ、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
十二 前各号に掲げるほか、厚生労働大臣が定める場所	十一 塔、船倉その他の施設の内部
三十一 から三十三まで 削除	三十一 から三十三まで 削除
三十四 テトラヒドロフラン	三十四 テトラヒドロフラン
三十五 一・一・一トリクロルエタン	三十五 一・一・一トリクロルエタン
削除	削除
六 エチレンギリコールモノエチルエーテル （別名セロソルブ）	一 アセトン
七 エチレンギリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	二 イソブチルアルコール
八 エチレンギリコールモノノルマルーブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	三 イソブロピルアルコール
九 エチレンギリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	四 イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）
十 オルト-ジクロルベンゼン	五 エチルエーテル
十一 キシレン	六 エチレンギリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
十二 クレゾール	七 エチレンギリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
十三 クロルベンゼン	八 エチレンギリコールモノノルマルーブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
十四 削除	九 エチレンギリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
十五 酢酸イソブチル	十 オルト-ジクロルベンゼン
十六 酢酸イソブロピル	十一 キシレン
十七 ル 酢酸イソペニチル（別名酢酸イソアミルエーテル）	十二 クレゾール
十八 酢酸エチル	十三 クロルベンゼン
十九 酢酸ノルマルーブチル	十四 削除
二十 酢酸ノルマルーブロピル	十五 酢酸イソブチル
二十一 酢酸ノルマルーペンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）	十六 酢酸イソブロピル
二十二 酢酸メチル	十七 酢酸イソペニチル（別名酢酸イソアミルエーテル）
二十三 削除	十八 酢酸エチル
二十四 シクロヘキサノール	十九 酢酸ノルマルーブチル
二十五 シクロヘキサン	二十 酢酸ノルマルーペンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）
二十六 及び 二十七 削除	二十二 酢酸メチル
二十八 一・二-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）	二十三 削除
二十九 削除	二十四 シクロヘキサノール
三十 N-N-ジメチルホルムアミド	二十五 シクロヘキサン
三十一 から三十三まで 削除	二十六 及び 二十七 削除
三十四 テトラヒドロフラン	二十八 一・二-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）
三十五 一・一・一トリクロルエタン	二十九 削除
削除	三十 N-N-ジメチルホルムアミド

三十九	二硫化炭素 ノルマルヘキサン
四十	一ブタノール
四十一	二ブタノール
四十二	削除
四十三	メタノール
四十四	メチルエチルケトン
四十五	メチルシクロヘキサノール
四十六	メチルシクロヘキサン
四十七	メチルノルマルブチルケトン
四十八	ガソリン
四十九	コレタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
五十	石油エーテル
五十一	石油ナフサ
五十二	石油ベンジン
五十三	テレピン油
五十四	ミネラルスピリット（ミネラルシンナーベトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
五十五	前各号に掲げる物のみから成る混合物
別表第七 建設機械（第十条、第十三条、第二十一条）	
一	整地・運搬・積込み用機械
1	ブル・ドーザー
2	モータード・グレーダー
3	トラクター・ショベル
4	ズリ積機
5	スクレーバー
6	スクレープ・ドーザー
7	1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
二 挖削用機械	
1	パワー・ショベル
2	ドラグライン
3	クラムシェエル
4	バケット掘削機
5	トレンチャー
6	トレンチヤー
7	1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
三 基礎工事用機械	
1	くい打機
2	アース・ドリル
3	リバース・サークュレーション・ドリル

5	せん孔機(子ユーピングマシンを有するものに限る。)
6	アース・オーガー
7	ペーパー・ドレーン・マシン
8	1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
9	8と同様に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
四	締固め用機械
1	ローラー
2	1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
3	コンクリート打設用機械
4	コンクリートポンプ車
五	1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
6	解体用機械
1	ブレーカ
2	1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
三	三条関係
一	わく組足場用の部材
2	1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
3	交さ筋かい
4	布わく
5	床付き布わく 持送りわく
二	布板一側足場用の布板及びその支持金具
三	移動式足場用の建わく(第一号の1に該当するものを除く。)及び脚輪
四	壁つなぎ用金具
五	継手金具
六	1 直交型クランプ 2 自在型クランプ
七	1 固定型ベース金具 2 ジヤンキ型ベース金具
八	1 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(第十八条、第十八条の二関係) 2 アリル水銀化合物 アルキルアルミニウム化合物 アルミニウム及びその水溶性塩 アンチモン及びその化合物
九	別表第九

六	イットリウム及びその化合物
七	インジウム及びその化合物
八	ウラン及びその化合物
九	カドミウム及びその化合物
十	銀及びその水溶性化合物
十一	クロム及びその化合物
十二	コバルト及びその化合物
十三	ジルコニウム化合物
十四	水銀及びその無機化合物
十五	すず及びその化合物
十六	セレン及びその化合物
十七	タリウム及びその水溶性化合物
十八	タングステン及びその水溶性化合物
十九	タンタル及びその酸化物
二十	鉄水溶性塩
二十一	テルル及びその化合物
二十二	銅及びその化合物
二十三	鉛及びその無機化合物
二十四	ニッケル及びその化合物
二十五	白金及びその水溶性塩
二十六	ハフニウム及びその化合物
二十七	バリウム及びその水溶性化合物
二十八	硫酸素及びその化合物
二十九	フос素及びその水溶性無機化合物
三十	マンガン及びその無機化合物
三十一	モリブデン及びその化合物
三十二	沃素及びその化合物
三十三	ロジウム及びその化合物